

## 2024 後期 東京 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <https://www.kyousyu.org> —

日暮里教室 東京都荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里駅前中央ビル8F TEL:03-5838-6924 FAX:03-5838-6925

安全衛生管理体制に関する法令(労働安全衛生法第14条、施行令第6条)により、事業者は、第二種もしくは第一種酸素欠乏危険場所における作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を、作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならないことが定められております。(労働安全衛生規則第16条、別表第1参照)

\*酸素欠乏危険場所については労働安全衛生法施行令別表第6を参照してください。  
当協会は、埼玉・東京労働局登録教習機関として、当該の作業主任者技能講習を定期的に開催しております。

(登録東衛第64号、登録教習機関 有効期間:2024年3月31日～2029年3月30日)

### 1. 日程、定員など

1	2	3	臨時	4	5	6
10月 9～11日	10月 23～25日	11月 5～7日	11月 18～20日	11月 27～29日	12月 4～6日	12月 16～18日
日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室	秋葉原	日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室
40名	40名	40名	60名	40名	40名	40名

7	8	9	10	11	12
1月 8～10日	1月 20～22日	2月 5～7日	2月 26～28日	3月 5～7日	3月 26～28日
日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室
40名	40名	40名	40名	40名	40名

### 2. 受講資格

満18歳以上の方であれば、どなたでも受講できます。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
通常	3日	¥28,600 (26,400+2,200)	18才以上
免除	3日	¥24,200 (22,000+2,200)	日本赤十字社の救急員認定証を受けた者
特例	3日	¥24,200 (22,000+2,200)	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(旧1種)を修了した者

\*受講料・教材費共に消費税(10%)込みの金額です。

\*各コース受講資格の詳細は、WEBサイトで講習科目免除一覧にてご確認ください。

\*申込の際に各証明書類のご提出をお願いします。

### 4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含めたものです。)

受付 8:20～

講習科目	時間割例	講習時間	講師の氏名
酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	1 1000	9:00～14:00	4時間 久保田隆一 小山純二
		14:10～16:20	2時間 粉川昇市 久米史郎 原政良
保護具に関する知識	2 2000	9:00～12:10	3時間 土戸善博 櫻瀬博文 町田宗貴
		13:00～15:40	2.5時間 青木崇 土戸善博
		15:50～16:50	1時間
① 救急そ生の方法(実技)	3 3000	9:00～15:10	① 2.5時間 (試験含む) ①青木崇 富永和憲 鳥居塚洋行
②酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(実技)			② 2.5時間 (試験含む) ②久保田隆一 小山純二 原政良

なお、当日の講習は都合等により、講師の変更、科目の順序が前後する場合や時間変更等もございます。

### 5. 申込方法

①当協会WEBサイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、FAXかWEBフォームにてお申込みください。受け付け後、受講申込書を郵送いたします。FAX 送信などができない場合は、お電話でも受け付けいたします。

②受講申込書に必要事項を記入し、写真(4×3cm)貼付の上、本人確認書類とともに必ず受講日前までに返送してください。なお、受講料は指定口座へ事前にお振込ください。

\*各免除コースのお申込にあたっては、お申込みの際、その旨必ずご連絡ください。

\*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できません。

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

\*開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

### 6. その他

\*統合形式の修了証交付のため、講習ご受講の際には当協会にて修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。\*30名様以上ご受講の場合、東京都内、埼玉県内の出張講習も承っております。詳しくは日暮里教室までお問い合わせいたします。(講習実施予定の2ヶ月程前までにご連絡下さい)

\*その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、  
どうぞお気軽にお電話ください。(2024.9.5)

## 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、一部科目の受講を免除できます。

	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
一部免除	1) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者	救急そ生の方法 (実技講習)
	2) 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者	
	3) 平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、特例講習での受講が可能です。

	特例講習を受けることが出来る者	講習科目	講習時間
特例講習	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(旧1種)を修了した者	硫化水素中毒に関する知識	1時間
		空気中の硫化水素の濃度が10/100 万を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識	1時間
		関係法令	30分
		硫化水素の濃度の測定方法 (実技講習)	1時間
	昭和46年9月26日までに都道府県労働基準局長、又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者技能講習を修了した者 (学科講習のみに、特例講習が適応されます。実技講習は通常どおりの受講です。)	硫化水素中毒に関する知識	1時間
		空気中の硫化水素の濃度が10/100 万を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識	1時間
	関係法令	2時間30分	

\* 当協会開催の特例講習は、通常コースの受講者と一緒に、上記の科目に加え、酸素欠乏症に関する科目についても、復習の意味合いをもって受講していただきます。  
そのため、特例講習受講者も原則的に3日間の講習となることをご了承ください。